



当院では **後発医薬品（ジェネリック医薬品）** の使用を推進しています

厚生労働省の方針に従い、患者負担の軽減及び医療保険財政の改善に資するものとして、後発医薬品（ジェネリック医薬品）を積極的に採用しています。医薬品の供給が不足した場合には、他メーカーへの切り替えや医薬品調整会議において代替薬の検討・切り替えを実施し、治療に影響がないようにしています。入院患者様には、医薬品の変更がある場合は十分に説明をしており、外来患者様には、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、必要な医薬品が提供できるよう一般名処方薬を推進しています。

（引用元）厚生労働省ホームページ

ジェネリック医薬品の品質確保等について

- 後発医薬品の承認審査に当たっては、**品質、有効性、安全性を厳正に審査**。
 - 品質の審査
（製剤の品質：有効成分の含有量、溶出性、不純物濃度等と比較、確認）
 - 有効性・安全性の審査
（生物学的同等性：例えばヒトでの血中濃度を比較し、同等性を確認）
- **承認後の製造段階においても、先発医薬品と後発医薬品に同じ品質管理に係る基準（GMP）を適用**。定期的に都道府県が査察を実施。

先発医薬品とジェネリック医薬品との間で、
品質、有効性及び安全性に差異なし

○後発医薬品（ジェネリック医薬品）とは？

新薬（先発医薬品）の特許が切れた後に製造販売される、**新薬と同一の有効成分を同一量含む医薬品**です。

国の基準、法律に基づいて製造販売されており、**有効性や安全性、品質も同等**です。また、開発費用が少ないため、**低価格**です。



ご不明な点がございましたら、主治医又は薬剤師にお尋ねください。

熊本県立こころの医療センター院長